

年金改革と世代間再分配

八 田 達 夫
小 口 登 良
酒 本 和 加 子

現在日本の年金制度は大きな世代間不公平を生みだしている。日本の年金が賦課方式を採用していることがこの原因であることは、これまで幾たびとなく指摘されてきた。八田(1998)は、厚生年金を賦課方式から脱却する方法として、保険料を①保険として合理的な年金保険料部分と、②過去の大盤振舞の処理のための負担とに、区分経理することを提案した。小口(1998)は、国民年金を消費税によって賄う積み当て方式化の道筋を示した。

本稿は、八田(1998)の分析のエッセンスをよりわかりやすく説明するとともに次の点を補強することにある。

第一に、最終的な給付額を現状より1割切り下げ、保険料率を一律20%にすれば、GNP成長率2%、利子率3.5%の下では、GNPの1.47%の国庫負担を行うことによって、いずれは完全基金が達成されることを示す。なおGNP成長率が高ければ高いほど、又利子率が低ければ低いほど、必要国庫負担の対GNP比は下がる。

第二に、前論文では、積立方式への最終的な移行を論じたが、本論文では、積立方式への切り替えの効果を論ずる。

本稿の構成は次の通りである。

Iでは、高齢化前に年金積立を増強する改革案を示し、それを厚生省の5つの選択肢の中に位置づける。IIでは、政府の年金純債務を論じる。IIIでは、理論的に筋の通った改革案を提示する。最後のIVは結論である。

本研究のシミュレーション分析では、「大阪大学専修大学年金予測モデル(OSUモデル)97年

B版」を用いる。

I 賦課方式から完全積立方式へ

1. 世代間不公平

現在日本の年金制度は、世代間不公平を生み出した。

厚生年金を例にしてこのことを示そう。図1の2本の実線は、平均的サラリーマンの生涯受給率(生涯受給率の生涯賃金に対する比率)と生涯保険料率(生涯保険料支払い額の生涯賃金に対する比率)とを示している。横軸は、生まれ年である。

この図からわかるように、現在63歳である1935生まれのサラリーマンの生涯純受給(生涯受給と生涯保険料の差)は、生涯賃金の24.5%である。しかし高齢化時代の現役である2000年生まれの生涯純受給は、生涯賃金のマイナス13.8%である。前者にとって年金は「棚からボタモチ」だが、後者にとって年金は「持ち出し」である。損得なしの分かれ目は、2本の実線が交差する1960年生まれ、つまり現在38歳である。

2. 不公平の原因—賦課方式

このような年金の世代間不公平が起きる原因は、公的年金をファイナンスする方法にある。一般的にその代表的方法は2つある。

第1は、積立方式である¹⁾。これは、現役の人達が支払う保険料と、それが生み出す給付とが年金数理的に見合うように積立方式は、「自分のことは自分でやる」方式だから、世代間の再分配をもたらさない。

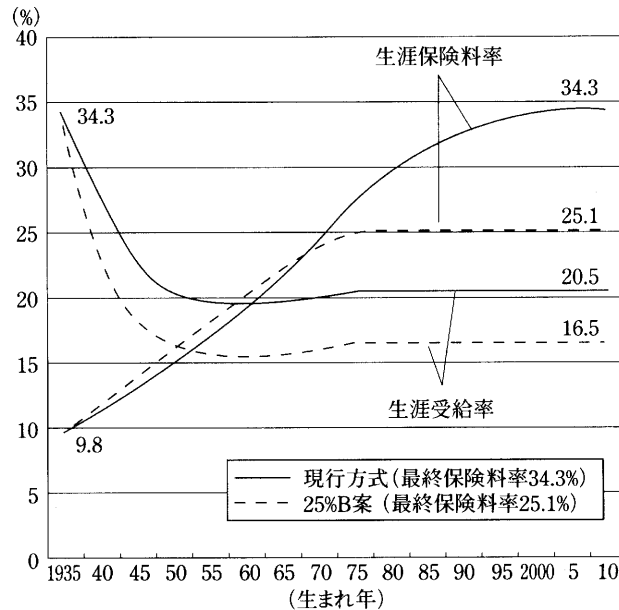


図1 現行方式と改革案の生涯保険料率と生涯受給率の比較

第2は、賦課方式である。これは、同時代の老人への給付を、同時代の勤労者の保険料を財源にして賄う仕組みである。この方式では、勤労者の支払う保険料は積み立てられず、そのまま同時代の退職者の給付として用いられる。高齢化時代には、現役世代に比べて退職世代の数が相対的に多いから、賦課方式の下では、現役世代の保険料負担が、現在よりも重くなる。

現在の日本の年金は、基本的に賦課方式で運用されている。つまり日本で賦課方式を採用していることが、高齢化時代に年金財政が逼迫する根本原因なのだ。

したがって、世代間の不公平を縮小する根本的な解決方法は、賦課方式に決別し、年金制度を積立方式に近づけることである。すなわち、図1の2つの実線をできるだけ一致させる改革である。以下では、その線にそった改革案を2つ示そう。

3. 25%B案

保険料率は、現在17.35%であるが、2025年には34.3%まで引き上げられる予定になっている。しかし積立方式に近づけるためには、現在の勤労

者の保険料を引き上げ、将来の勤労者の保険料を引き下げる必要がある。このため、保険料率の一律化を行う。すなわち、保険料率を前倒しし、現在から将来まで25.1%に一律化する。図1の右上がりの点線は、この改革を行った後の生涯保険料率を示している。保険料率の一律化は、若い世代の負担をめざましく軽減する²⁾。

次に、給付については、本稿で給付の基本改革と呼ぶ次の2つの改革の組合せを行う。

第1に、支給開始年齢の弾力化を行う。すなわち早期退職してもしなくても生涯受給額が同額になるように、早期退職者に対する厚生年金の報酬比例部分の支給率を引き下げる。

現行制度では、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢は65歳である。しかし、60歳から64歳までの期間に退職しても、65歳で退職した場合と同じ額の年金を、65歳時点でもらえる。すなわち現行制度では、65歳より早くもらい始めても、それに対する代償を支払わなくてもすむ。

早期退職者の支給率を引き下げ、何歳で退職しても、厚生年金の報酬比例部分の生涯受給額は、65歳で退職した場合と同額になるようにする改

革を、支給開始年齢の弾力化という。この改革を行うと、現在の50代、60代の人への給付も節約できる。

第2に、2015年まで報酬比例部分のネット賃金スライド制を一時停止する。すなわち、2000年から2015年までの間、報酬比例部分の給付の引き上げは、物価スライドのみにする。

現行制度では、年金給付は、勤労世代のネット賃金(すなわち税や保険料をのぞいた手取り賃金)にスライドして引き上げられている。このスライド制を報酬比例部分に限って2015年まで中止し、その間は、物価スライドのみによって引き上げることにするのである³⁾。

図1の右下がりの点線は、これらの改革を行った後の生涯受給率を示している。

図1の実線の組合せと点線の組合せを比較すると、この改革案によって、世代間の不公平は大幅に減少している。このことは、生涯純受給率(=生涯受給率-生涯保険料率)を示している図3の実線と点線を比較すると一層はつきりする。

一方で、図2の点線は、この改革によって、年金基金の積立残高が21世紀初頭には、大幅に増

大していることを示している。早期に年金基金の積立をつくる改革が、世代間不公平を縮小するのである。

給付の基本改革と25.1%での一律保険料率の組合せを25%B案とよぶ。(なぜB案かはIの5

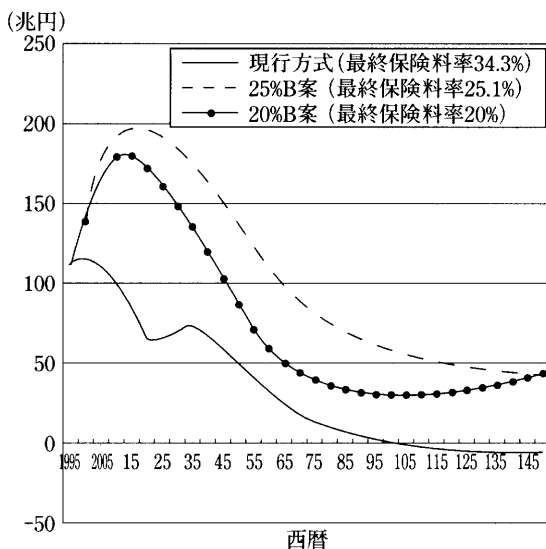


図2 厚生年金積立金

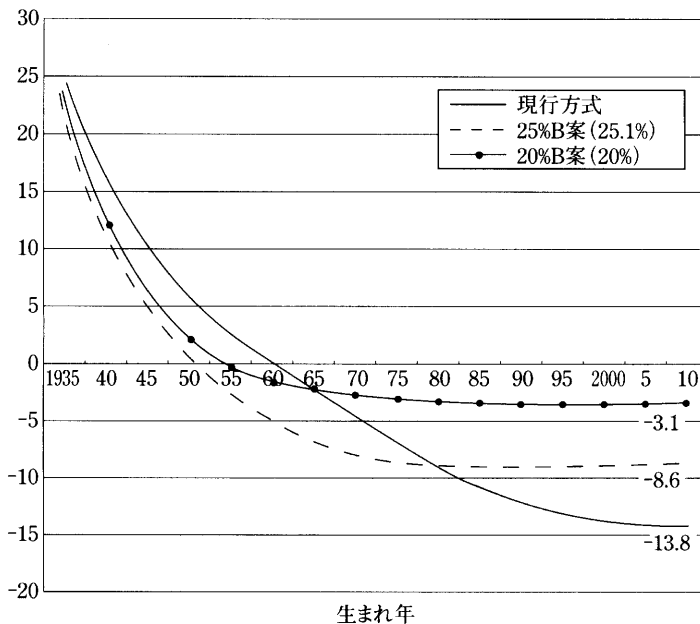


図3 政策変化後の純受給率の比較

で明らかになる。)

4. 20%B案

給付の基本改革を行うと同時に保険料率の20%での一律化を組み合わせた改革を20%B案という。この改革を行うと各生年ごとに年金制度自体が生む生涯受給率の絶対値は、図3の黒丸線が示すように大幅に0に近づき、最終の純受給率は、-3.1%に収まる。

ただし25%B案に比べて保険料収入が減るだけ、一般会計からの国庫負担による補填を行わなければならない。2150年に25%B案と等しい積立残高を持つように補填するとしよう。GNPの成長率が2%だとすると、GNPの1.8%を国庫負担しなければならない。これは1995年ベースで8.9兆円であり、現行の国庫負担より6.1兆円多い。このことが表1の列(7)に記されている。

なお図2の黒丸線は、20%B案の下での積立残高の動きを示している。

5. 厚生省の5つの選択肢

厚生省は、1998年版『年金白書』で5つの選択肢を示した。A案は現行通りである。B案とC案は、給付をそれぞれ1割と2割削減する案である。表1の列(2)は、厚生省のA、B、C案の最終給付削減率を示している。この場合、それぞ

れの最終代替率(年金受給額と現役の賃金額の比率)は、62%、55%、50%になる。表1の列(4)はこの代替率を示している。第(3)列は支給月額を示している。これらの各案は、保険料率を現在の予定通り引き上げ、給付の引き下げを最終保険料率の抑制に反映させるといものである。表1の列(5)は、それぞれの案の最終保険料率を示している。

ところで我々の「給付の基本改革」を行うと、最終給付は1割削減される。これは、厚生省のB案の削減率と同一である。「給付の基本改革」に加えて、ネット賃金スライドを2030年まで停止すると、最終給付は2割削減となり、厚生省のC案の削減率と同じになる。

したがって、25%B案と20%B案は、厚生省のB案の給付削減額に具体的な肉付けをし、保険料率の一律化を組み合わせた案だといえる。それがこれら改革案の名前の由来である。

II 年金純債務

1. 二重の負担

現在の賦課方式は、現在38歳以下の世代に、自分の受給を越えた保険料負担——すなわち、二重の負担——を強いている。

図1から明らかなように、現行制度のもとでは、

表1 厚生省のA案・B案・C案

(1) 案名	(2) 最終給付 削減率	(3) 支給月額	(4) 最終 代替率	(5) 厚生省案 最終保険料率	(6) 2150年に完全積立 を達成する 一律保険料率	(7) 20%一律保険料率下で 2150年完全積立 達成に必要な 国庫負担の対GNP比 (GNP成長率:2%)	(8) 20%一律保険料率下で 2150年完全積立 達成に必要な 国庫負担の対GNP比 (GNP成長率:3.5%)
(A案)	0%	23万円	62%	34.3% (26.4%)	30.7% (23.6%)		
(B案)	10%	20.7万円	55%	30% (23%)	「25%B案」 25.1% (19.8%)	「20%B案」 1.8% (8.9兆円)	1.1%→0.4% (5.2兆円→2兆円)
(C案)	20%	18.6万円	50%	26% (20%)	23.1% (17.8%)	1.4% (7.0兆円)	0.8%→0.3% (4.1兆円→1.6兆円)

注: (5), (6)のカッコ内の数字は、ボーナスを含む年収から徴収する場合の保険料率。

(8)の→の後の数字は2080年以降の国庫負担。

若い世代の生涯保険料率(34.3%)は、彼らの生涯受給率(20.5%)より高い。この生涯受給率は、積立方式であったのならば、若い世代が払うべき保険料率となる。結局はこの差(13.8%)が、現在の制度のもとで彼らが父や祖父の世代に対するツケの支払のために貢ぐ二重の負担である。これは次のように書ける。

$$\begin{aligned} \text{現行制度：} 34.3\% &= 20.5\% \\ & \quad \text{〔現実の保険料率〕} \quad \text{〔積立方式の保険料率〕} \\ & \quad + 13.8\% \\ & \quad \quad \text{〔ツケの支払〕} \end{aligned} \quad (1)$$

一方、25%B案による改革を行うと、現行制度に比べて二重負担が減少する。まず2150年以降は、完全積立方式になるから、二重の負担は0になる。しかし、それ以前に生涯を終える人にとっても、この改革によって二重の負担は減少する。例えば、1975年以降生まれ世代の受給率は16.5%である。これは、彼らが払う25.1%の一律保険料率を8.6(=25.1-16.5)%下回っている。これが他人に押しつけられたツケを負担する部分だといえよう。したがって、彼らが支払う保険料率は次のように分割できる。

$$\begin{aligned} 25\% \text{ B案：} 25.1\% &= 16.5\% \\ & \quad \text{〔現実の保険料率〕} \quad \text{〔積立方式の保険料率〕} \\ & \quad + 8.6\% \\ & \quad \quad \text{〔ツケの支払い〕} \end{aligned} \quad (2)$$

この式は、25%B案の保険料率を、積立方式に基づく部分と、過去の大盤振舞に対するツケの支払い部分との2つに区分している。

式(1)(2)では、保険料のうち、過去の大盤振舞によるツケの支払部分を区分経理して示した。しかし「過去の大盤振舞のツケ」とは、具体的には何なのだろうか。

過去および現在の退職世代の被保険者に対して、保険料を超えた額の給付が支払われてきた。また現在の勤労世代の人々に対しても、彼らがこれまで払ってきた保険料に対して、それを超えた額の給付をすることを、社会はすでにコミットしてしまった。したがって今では、3種類のツケが残さ

れている。

- ① 死亡したものが払わないまま残したツケ
- ② 退職したものが残す予定のツケ
- ③ 現役のものがすでに発生させたツケ

過去の大盤振舞のツケは、これらの3つのツケの現在価値の総計である。

2. 完全積立方式

過去の大盤振舞のツケを算定するには、完全基金と完全積立方式という概念が役立つ。

もし年金制度設立の当初から積立方式を続けてきたのであったならば、現在時点で存在するであろう積立金を完全基金という。図4の太実線と太点線は、それぞれ現行制度のもとでの①現実の積立残高と②完全基金の動きとを示している。両曲線は、少なくとも2150年までは一致していない⁴⁾。

単に保険料と受給額がマッチする年金の仕組みを積立方式と呼んだが、さらに完全基金を持つ積立方式を、完全積立方式と呼ぶ。

これまで賦課方式であった年金制度において、保険料率を改定して、将来もらう給付に(年金数理的にみて)等しくすれば、その瞬間に年金は積立方式になる。しかし完全積立方式にはならない。積立額が、完全基金には足りないからである。

厚生省のB案の改革のもとでは、保険料率は、積立方式に基づいたものより高いので、積立方式にはならない。しかし、この改革の下では、2080年に完全基金が達成される。(C.D案の下でも2080年~95年の間に完全基金が達成される。)つまりこの年以降に、保険料率を生生涯受給率と等しいレベルまで下げ積立方式にすれば、完全積立方式に切り替えることができる。すなわち、最終保険料率を30%のかわりに16.5%にすることができる。

実は、25%B案の改革の下でも2150年に完全基金が達成される。図4の細実線と点線は、25%B案のもとでの①現実の積立残高と②完全基金の動きとを示している。それらの二本の曲線は2150年に一致している⁵⁾。なお図には示していないが、20%B案も、GNPの1.8%の国庫負担の

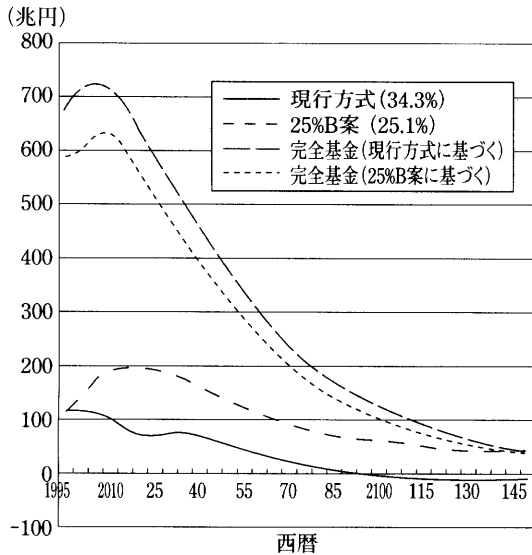


図4 厚生年金積立金(実質賃金上昇率2%, 実質利率3.5%)

下では、2150年に完全基金を達成する。

このように、日本の年金制度を完全積立方式に移行することは、現実的に可能なのである。厚生省のB案は、その最終保険料率が30%という高率の故に人気がないが、この保険料率は、不必要に高すぎることがわかる2080年以降は、完全積立方式の下で必要とされる保険料の倍の保険料を取る案である。我々の25%B案あるいは20%B案で全く同額の給付を行い、かつ最終的に積立方式に移行することが可能である。

3. 年金純債務

完全基金の残高と現実の積立金の残高の差を、政府の年金純債務という。直感的に明らかのように、「過去の大盤振舞のツケ」は、「政府の年金純債務」に等しい⁷⁾。

図4の完全基金の線と現実の積立金残高の線の垂直距離が、政府の年金純債務を示している。この図は、25%B案では2150年に年金純債務が0になることを明らかに示している。したがって、(2)式右辺のツケの支払い部分は、2150年にツケの元利合計を完済する額である。さらに表1の列(6)は、A, B, Cの各案の給付削減の下で、

2150年に完全積立を達成する一律保険料率を示している⁷⁾。

表1の列(7), (8)は、20%の一律保険料の下で2150年に完全基金を達成するために必要な年々の国庫負担を示している。

III 理論的に筋の通った改革案—政府の年金純債務をどう解消するか

政府の年金純債務は、年金を通じた過去の大盤振舞へのツケだから、戦債のようなものである。したがって、元来ならば、これからの被保険者のみが、しかも賃金に比例する形で、負担すべき筋合いではない。累進的な所得税を財源にした長期にわたる国庫負担によって、処理すべきものである。

以下では、①保険料と給付との関係自体は積立方式にし、②過去のツケの支払いは一般会計からの補填にまかせることにする年金改革を詳しく説明しよう。

1. 積立方式への切り替え

まず、年金制度を積立方式にするためには具体的に、次の改革を行う。

(1) 現在までの保険料支払いに対応して予定されている給付予定額は、そのまま給付する。(この給付額は、必ずしも年金数理的に見合っていないが、それには目をつぶる。)さらに、過去に遡及した保険料の増額もしない。例えばその残り少ない勤労期間に、現在55歳の人に今までの保険料の支払い不足のツケを、すべて払ってもらう要求はしない。

(2) ただし、これから支払う保険料については、「保険料と、それが生み出す給付とが年金数理的に見合う」ように、保険料率を定める。すなわち、これから支払う保険料の積立を市場利率で運用した結果生まれる利子と元金の合計が、これから支払う保険料に対応した給付の総額と年金数理的に等しくなるように保険料率を定める。

本稿では、この改革によって得られる年金制度を積立方式と呼び、この改革自体を積立方式への

表2 積立方式への切り替え案

(1) 案名	(2) 最終代替率	(3) 区分経理		
		(a) 積立方式 下での 最終保険料率	(b) 積立方式の保険料率下で 2150年完全積立 達成に必要な 国庫負担の対GNP比 (GNP成長率:2%)	(c) 積立方式の保険料率下で 2150年完全積立 達成に必要な 国庫負担の対GNP比 (GNP成長率:3.5%)
(A案)	62%			
(B案)	55%	16.5% (%)	2.3% (11.4兆円)	1.5%→0.4% (7.2兆円→2兆円)
(C案)	50%	15.4% (%)	2.2% (11兆円)	1.5%→0.3% (7.4兆円→1.5兆円)

注：(a)のカッコ内の数字は、ボーナスを含む年取から徴収する場合の保険料率。

(c)のカッコ内の→の後の数字は、2080年以降の国庫負担額。

切り替えと呼ぶ⁹⁾。例えば、給付の基本改革を行ったうえで、各世代がこれから支払う保険料率を、図1の右下がり点線で示されたそれぞれの世代の生涯受給率と等しくすれば、給付の基本改革に対応した積立方式の年金に切り替えたことになる。この場合、40年生まれの保険料率は20%、45年生まれば18%、最終保険料率は16.5%となる⁹⁾。

2. 政府の年金純債務の国庫負担による解消

年金制度を積み立て方式に切り替えただけでは、年金純債務が膨張し続ける。このことを示すために次の2つの年金制度FとPを比較しよう。年金制度Fと年金制度Pの給付計画は、従来も今後も全く同一であるとしよう。但し、年金制度Fは、制度発足当時から積み立て方式で運営してきた完全積立方式である。一方、年金制度Pは、長年賦課方式で保険料を徴収してきた後で、最近になって積立方式に切り替えたとする。したがって、制度Pには、積立はほとんどない。

制度FとPとでは、それぞれの基金に入ってくる保険料収入も、基金から支払われる給付も、同じ額である。では、国庫負担をしなくても、すべてが万々歳かというそうではない。積立金が生み出す利子収入が異なる。最近遅まきながら保

険料率を積立方式に直した制度Pでは、積立金が入ってくる利子が完全基金が生む利子より少ない。したがって、制度Pをずっと続けていくと、完全基金と現実の積立金の残高の差は、ますます大きくなってしまふ。将来完全積立を達成するためには、この差を縮小するために穴埋めをする必要がある。

年金の保険料率が積立方式に基づいて設定されている場合、年金純債務を縮小するのは、国庫負担の役割である。国庫負担によって年金純債務を縮小する基本的な方法は、年金純債務への利子プラス・アルファを一般会計から補填し、次第に債務の絶対額を減らすことである。つまり、①積立方式の保険料率を設定し、②一般会計からの補填とを併用することである。

この純債務縮小過程では、年金保険料負担と国庫負担との役割分担がはっきりする。すなわち、年金保険料は、市場収益率に基づいて、あくまで自分のために支払うものである。したがって、再分配は含まれない。一方で、国庫負担のほうは、過去に大盤振舞したことによって生じた負債への利子負担と元金返済である。それは、前に述べたように、戦債の償還と同じようなものだから、累

進的な所得税で賄えばよい。

3. 国庫負担を伴う改革案

例として、給付の基本改革案をとり、保険料率を積立方式にするとしよう。保険料率を図1の点線の生涯受給率と等しくするのである。

その場合、2150年に完全基金を達成するのに必要な国庫負担の対GNP比を表2が示している。この表の3(b)列によれば、GNPの成長率が2%であるなら¹⁰⁾、GNPの2.3%を毎年国庫負担すれば2150年に完全積立を実現できる。これは、1995年価格では11.4兆円にあたる。(同年の厚生年金の基礎年金部分に対する国庫負担より8.6兆円多い額である。)

さらにGNPの成長率が3.5%であるならば、7.2兆円以上の国庫負担(現状より3.4兆円増し)をすれば2150年に完全積立が達成できる。表2の(3).c)列が示しているとおりで¹¹⁾。

想定している利率が3.5%ではなく、それより低ければ保険料率は高くなるが、国庫負担はさらに下がる。

こうして、給付の基本改革案のもとで保険料率を積立方式にした場合に、2150年における完全積立達成までにどれだけ国庫負担が必要かがわかる。この分割も、もともとの保険料率のもう1つの区分経理と見なせる。

さらに、最終代替案を50%にして、2150年に完全積立を達成する改革案についても、区分経理した場合の保険料率と必要国庫負担額が表2の最終行に示されている。

4. 経済成長と国庫負担軽減

これまでの分析では、2150年に年金純債務を0にする改革案を検討し必要国庫負担額を算定した。しかし実際には、年金純債務を0にする必要はない。利子だけ返済していても年金純債務の膨張を妨げる。さらに言えば、年金純債務残高のGNPに対する割合が、現状以上に増えないようにすればよい。より豊かな国は、豊かさに応じて大きな債務を抱えることができるからである。したがって、国の年金純債務の対GNP比率が現在

より上昇しないように、一般会計から債務の利子の一部を長期にわたって負担すればすむ。

そのためには、一般会計からどれだけの国庫負担が必要なのだろうか。

積立方式ではあるが、完全積立方式ではない年金制度を考えよう。すなわち、これから支払われる保険料と受け取る給付の間は、年金数的に結ばれているが、積立残高は、完全基金より低く、年金純債務が存在しているとする。

その場合に国庫負担がなければ、純債務は利率に等しい成長率で成長する。一方でGNPは、もちろんGNP成長率で成長する。したがって、もし利率がたまたまGNP成長率と等しいならば、純債務とGNPとは、同じ成長率で成長する。結局この場合、一般会計から利子負担を1銭もしくはなくても、純債務の対GNP比率は一定のまま保たれる¹²⁾。

したがって、GNP成長率と利率が等しい場合には、国庫負担によって多少なりとも純債務の利子補填をすれば、純債務の対GNP比は、次第に減り続け、最終的には、いずれかの年に完全積立が実現できる。

仮にGNP成長率のほうが利率より低いならば、純債務はGNPより早く成長してしまう。しかしこの場合も、利率とGNP成長率の差と純債務との積を国庫から補填すれば、純債務の対GNP比は増大しない。すなわち長期的な健全財政のためには、年金純債務に対する利子そのものを国庫負担する必要はなく、利率が成長率を超える分と純債務との積を国庫負担すればすむ。

給付の基本改革案のもとで、もしGNP成長率が2%であるならば、国庫負担をGNPの1.47%(1995年で7.2兆円)以上にすれば、いずれかの年に完全積立が実現できる¹³⁾。現在の厚生年金に対する国庫負担である2.8兆円を4.4兆円上回る額である。保険料率を積立方式にする場合を再び考えよう。利率3.5%のもとでは、もしGNP成長率が3.5%であるならば、国庫負担をほんの少しでも毎年続ければ、いずれの年にか年金純債務を解消できる。

5. 20%B案に必要な国庫負担

ところで、積立方式の下での保険料率は、20%より低いから、仮に保険料率を一律20%にすれば、上の国庫負担よりさらに低い負担で、いずれかの年に完全積立が実現できることがわかる。すなわち、20%B案の給付と保険料の下では、年7.2兆円より少ない額の国庫負担で完全積立にできる。

IV 結 論

年金の世代間戦争を防ぐ唯一の方法は、賦課方式に決別して積立方式に近づける改革を行うことである。すなわち、自分の世代の老後の年金の原資は、自分達が若い時に積み立てる制度に直すことである。本稿では、この改革が、実現可能であることを具体例を用いて示した。特に、厚生案の5つの選択肢のうちのA案を除くすべての案は、2080年から95年の間に完全積立方式に移行する案であることを明らかにした上で、厚生省のB案を多少修正すれば、将来完全積立が実現するだけでなく、二重の負担が大幅に軽減されることを示した。

具体的には、給付を1割減らした上で、保険料率を一律20%にすることによって、国庫負担をGNPの1.47%行えばGNPの成長率2%、利子率3.5%の下では、いずれ完全積立が実現できることが示された。GNPの成長率が高ければ高いほど又利子率が低ければ低いほど、この必要国庫負担は減少する。理論的には、この改革は積立方式への切り替えの近似と見なすことができる。

積立方式への移行は、現在40歳以上の世代の純負担を大きくする。しかしそれは、将来の年金制度の存続を確実にするから、この世代にとっても必要不可欠な改革だと言えよう。

注

- 1) これを八田(1990, 1993, 1994)は「市場収益率方式」、八田(1997)は「年金数理的にフェアな方式」、Hatta・Oguchi(1992)は、actuarially fair methodと呼んできた。なお、これを田近栄治・金子能宏(1996)氏は「フェアな年金シス

テム」と呼んでいる。

- 2) ただし実線との差が示すように、この改革は、現在50歳代～60歳代の負担をあまり増やさない。彼らがこれから保険料を払う期間が短いからである。
- 3) 本稿で「ネット賃金スライド制の一時停止」と呼ぶ改革のもとでは、停止期間中はどの世代も実質給付が固定される。それに対して、厚生省年金局(1998)は、将来まで年金裁定時の受給額には、ネット賃金スライドを適用するが、年金裁定後の実質給付は一定とする案を示している。つまり、各世代が受給し始めるときの額は、ネット賃金スライドで変化する。しかしいったん受給すると、生涯の間、実質で裁定された額を受け取ることになる。ただし、どちらの方式をとっても世代間再分配に与える効果に大きな違いはない。
- 4) 算出の方法論について詳しくは、八田・小口(1993)およびHatta and Oguchi(1997)、八田・小口・酒本(1998, 付論A)を参照。厚生省の完全基金の推定値は、我々の値より格段に近い。その推定理由については、八田・小口・酒本(1998, 付論A)参照。
- 5) 2150年を目標とした理由は次のとおりである。国立社会保障・人口問題研究所(1997)は、2100年までの出生者数を予測している。したがって、2150年の受給者数はすべてこの人口予測に基づいて推計できる。しかし、2165年を目標値にすると、そのときの受給者数は、モデルによる2100年以降の出生者数の予測に依存することになる。このため、切りのよい2150年とした。
- 6) 八田・小口・酒本(1998, 付論B)では、この等式を証明している。
- 7) この場合の国庫負担は現行のままである。
- 8) 保険料率や給付率を改定して「各世代が年金に関して損得無し」にする年金制度改革には、2つの方法が考えられる。第一は、各世代の生涯保険料率を生涯受給率に直ちに等しくする改革である。第二は、各世代がこれから払う保険料を生涯受給率に等しくする改革である。
- 第一の改革では、もう現在55歳の人にまで、その残り少ない勤労期間に、今までの格安保険料の落とし前を全て付けてもらうことになる。つまり、積立方式の観点から見た保険料不足分を過去に遡及して支払ってもらうことになる。一方第二の改革では、今までの格安の保険料支払いによって得した部分はそのままにする。つまり、過去に遡って保険料不足を追徴しない。その代わりにこれから支払う保険料は、それが生み出す給付とが年金数理的に見合うようになるように、改革をすることになる。これが積立方式への切り替えである。この場合、過去の保険料不足分は、国の年金純債務の一部となる。

(すなわち、国の年金純債務は、退職世代への給付支払債務と現役世代の過去の保険料不足の総計から成り立っている。)

- 9) このように保険料率を設定すると、保険料率が減少することによって、保険料率のみを差し引いた手取り賃金が増加する。このためネット賃金スライド制を通じて、年金給付額も現状より増加することになる。したがって、代替率が目標としている水準を上回ってしまう。代替率を目標水準に等しくするためには、各世代の保険料率を図1の右下の点線よりは上に設定する必要がある。ただし保険料率を引き下げた分、他の税を引き上げて財政補填するから、税と保険料の両方を差し引いた手取り賃金は、平均的には、25%B案の場合と等しくなる。したがって本稿ではこのことの調整は行っていない。
- 積立方式に切り替える場合には、保険料率を世代ごとに変えなければならない。保険料率を世代間で一律にするという制度的な制約のもとでは、積立方式への切り替えはできない。ただし将来世代の一律化した生涯受給率に等しく保険料率を一律化する改革を行うと、いずれは積立方式の年金制度が実現する。このようにして将来、積立方式が実現する改革を積立方式への移行と呼ぶ。切り替えと移行では、数値的な効果にほとんど差がないことがわかった。純給付の大きな世代の多くがすでに退職してしまっているからである。なお、積立方式への切り替えは、完全積立方式への切り替えとは、まったく異なることに注意せよ。
- 10) GNP成長率を正確に予測することは不可能である。厚生省は現在賃金率の成長率は2%であると想定している。過去日本の経験では長期的にみてGNPは賃金率の1.5倍のスピードで成長した。したがって2%の賃金成長率をGNPの成長率に換算すると3.5%になる。これは、厚生省が想定した利子率(3.5%)と等しい。
- 11) 案は、GNPの1.5%より低い一律の国庫負担で2150年に完全積立が実現できるが、途中で基金が負になるため、その期間国債を発行する必要がある。2050年まで1.5%でいけば、その後は0.4%まで落としても、残高がマイナスにならない。
- 12) このため、厚生年金の基礎年金部分に対して現在行っている国庫負担は不要になる。
- 13) 年金純債務の対GNP比を一定にするには、年金純債務482兆円の1.5%、すなわちGNP493兆円の1.47%の国庫負担があればすみ、

これは1995年価格では、7.2兆円にあたるからである。

参考文献

- 小口登良(1998)「基礎年金の財源と受給および負担の世代間格差」『社会保険改革』, 日本経済新聞社。
- 厚生省年金局監修(1998)『平成9年度年金白書—21世紀の年金を「選択」する』, 社会保険研究所。
- 国立社会保障・人口問題研究所(1997)『日本の将来推計人口(平成9年1月推計)』。
- 田近栄治・金子能宏(1996)『年金の経済分析: 保険の視点』, 東洋経済新報社。
- 八田達夫(1988)『直接税改革』, 日本経済新聞社。
- (1990)「年金改革—市場収益率方式への移行」『日本の政治経済システム』現代経済研究グループ編, 日本経済新聞社。シリーズ現代経済研究1, 11月, 103-140頁。
- (1993)「公的年金の市場収益率方式への移行」『分配構造の変化と分配システムの総合的研究・下巻第4章』No. 46, 日本労働研究機構, 11月, 81-106頁。
- (1994)『消費税はやはりいらぬ』, 東洋経済新報社。
- (1997)「年金改革」大阪大学教授グループ著, 『日本経済のこれから』, 有斐閣。
- (1998)「厚生年金の積立方式への移行」『社会保険改革』, 日本経済新聞社。
- 八田達夫・小口登良(1993)「日本国政府の年金純債務」『日本経済研究』No. 25。
- Tatsuo Hatta and Noriyoshi Oguchi (1992) “Changing the Japanese Social Security System From Pay-As You-Go to Actuarially Fair”, in David Wise ed., *Topics in the Economics of Aging*, University of Chicago Press.
- (1997) “The Net Pension Debt of the Japanese Government”, in M. Hurd and N. Yashiro eds. *The Economic Effects of Aging in the United States and Japan*, University of Chicago Press, pp. 333-351.
- Joseph E. Stiglitz (1986) “Economics of the Public Sector”.
- 「年金改革と世代間再分配」ISER Discussion Paper, 1998.
- (はった・たつお 大阪大学教授)
(おぐち・のりよし 専修大学教授)
(さかもと・わかこ 大阪大学経済学部学生)